平成２２年（フ）第７７号
鳥取県米子市車尾２丁目２番７号
債務者　浦上　恵美
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第６８号
広島県三原市糸崎５丁目16番12号
債務者　樽本寿美こと　タルモト　ロザリーヒサミ
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１号
徳島県海部郡海陽町高園字松木谷158番地８
債務者　川田　将弘
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第２号
徳島県海部郡海陽町宍喰浦字那佐316番地15
債務者　川田　智子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第１０号
徳島県阿南市羽ノ浦町春日野１番地116　50棟26号
債務者　吉原　周次
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第２３号
徳島県阿南市新野町反古田25番地８
債務者　小川　展弘
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第１０号
徳島県三好市三野町芝生1281番地　団地東
債務者　新居紀世孝
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第１１号
徳島県三好市三野町芝生1281番地　団地東
債務者　新居めぐみ
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第３１号
愛媛県今治市大新田町５丁目３番21号、旧住所愛媛県今治市大新田町５丁目３番23号
債務者　矢野　　南
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第４６号
愛媛県宇和島市祝森甲782番地
債務者　土居　高一
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第４７号
愛媛県宇和島市祝森甲782番地
債務者　土居真由美
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第４８号
愛媛県宇和島市祝森甲782番地
債務者　土居　　舞
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第６９号
福岡県飯塚市鯰田1590番地２　県住４棟601号
債務者　園田　ゆか
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第３６５号
北九州市小倉南区徳力７丁目１番20―303号
債務者　山内　裕子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３９７号
北九州市小倉南区八幡町22番14号
債務者　日比生一彦
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３９８号
北九州市小倉南区八幡町22番14号
債務者　日比生優子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４１９号
北九州市八幡西区本城東１丁目７番12―507号
債務者　森　　幸江
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４３３号
北九州市小倉北区上到津４丁目24番２―206号
債務者　清水　保治（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部